

社会福祉法人老後を幸せにする会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人老後を幸せにする会（以下「法人」という。）定款第44条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営規程)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別に定める評議員選任・解任委員会運営規程による。

第3章 評議員会

(評議員会運営規程)

第3条 定款第15条に規定する評議員会の運営については、別に定める評議員会運営規程による。

第4章 理事会

(理事長専決事項)

第4条 定款第26条の規定により、理事長が専決できる事項については、別に定める理事の職務権限規程により定める。

(理事会運営規程)

第5条 定款第30条に規定する理事会の運営については、別に定める理事会運営規程による。

第5章 評議員選任・解任委員、評議員及び役員の定年

(評議員選任・解任委員、評議員及び役員の定年)

第6条 定款第6条第2項に規定する評議員選任・解任委員（法人職員を除く。）に定年は設けないものとする。

2 定款第5条に規定する評議員及び定款第16条に規定する役員の定年は75歳とする。ただし、任期中に定年を迎えた場合は、当該任期の終了のときまでとする。

3 法人の運営上、必要と認めた者については、前項の規定にかかわらず、理事会の承認後、評議員選任・解任委員会又は評議員会の承認を得て、一期のみ定年を延長することができる。

4 監事については、業務の性質上本条を適用しない。

第6章 法人の組織

(法人の組織)

第7条 法人に次の組織を置く。

- (1) 法人事務局
- (2) 介護老人福祉施設／特別養護老人ホーム深沢共愛ホームズ（以下「深沢共愛ホームズ」という。）
- (3) 介護老人福祉施設／特別養護老人ホーム等々力共愛ホームズ（以下「等々力共愛ホームズ」という。）
- (4) 在宅サービス課

(法人事務局)

第8条 法人事務局の分掌事務は、理事長が別に定める処務規程により定める。

(深沢共愛ホームズ)

第9条 深沢共愛ホームズは、介護老人福祉施設／特別養護老人ホーム深沢共愛ホームズ、老人短期入所事業（深沢共愛ホームズ）、都市型軽費老人ホームケアハウス共愛及び小規模多機能型居宅介護事業所深沢の杜の運営に当たる。

2 深沢共愛ホームズの分掌事務は、理事長が別に定める処務規程により定める。

(等々力共愛ホームズ)

第10条 等々力共愛ホームズは、介護老人福祉施設／特別養護老人ホーム等々力共愛ホーム、老人短期入所事業（等々力共愛ホームズ）及び老人デイサービスセンターデイ・ホーム共愛の運営に当たる。

2 等々力共愛ホームズの分掌事務は、理事長が別に定める処務規程により定める。

(在宅サービス課)

第11条 在宅サービス課は、次の事業所の運営に当たる。

- (1) 老人デイサービスセンター
 - ア デイ・ホームたまがわ
 - イ デイ・ホーム上用賀
 - ウ デイ・ホーム等々力
 - エ デイ・ホーム深沢
 - オ デイ・ホーム玉川田園調布
 - カ デイ・ホーム中町
- (2) 居宅介護支援事業所
 - ア 尾山台居宅介護支援事業所

- イ 玉川居宅介護支援事業所
- ウ 中町居宅介護支援事業所
- (3) 世田谷区地域包括支援センター
 - ア 等々力地域包括支援センター
 - イ 九品仏地域包括支援センター
 - ウ 上野毛地域包括支援センター
- (4) 認知症対応型共同生活援助事業所
 - グループホーム奥沢・共愛
- (5) 訪問介護事業所
 - 等々力ホームヘルプサービス

2 在宅サービス課の分掌事務は、理事長が別に定める処務規程により定める。

(管理職、監督職及び職員)

第12条 理事長、常務理事の命を受け、所管する組織の職員を指揮、監督して、法人の事業を円滑に遂行するため、次の管理職を置く。

- (1) 法人事務局 事務局長及び事務局次長
- (2) 深沢共愛ホームズ 施設長及び副施設長
- (3) 等々力共愛ホームズ 施設長及び副施設長
- (4) 在宅サービス課 課長

2 前項に規定する管理職の下に、次の監督職を置くことができる。

- (1) 法人事務局 課長補佐、主任及び副主任
- (2) 深沢共愛ホームズ及び等々力共愛ホームズ
管理者、主任、副主任、及びリーダー
- (3) 在宅サービス課 課長補佐、管理者、副管理者、所長、副所長、主任、副主任及びリーダー

3 前各項に定めるもののほか、法人に次の職員を置くことができる。

- (1) 専門職 介護支援専門員、介護予防支援担当職員、
理学療法士、作業療法士、機能訓練指導員
管理栄養士、栄養士
- (2) 医療職 医師、看護職
- (3) 事務職 事務職
- (4) 介護職 介護職、生活相談員、生活協力員、登録ヘルパー
- (5) 技能・アシスタント職
運転手、調理員、事務アシスタント、介護アシスタント、業務アシスタント

(職務)

第13条 前条の職にある者の職務内容については、理事長が別に定める処務規程により定める。

(報告義務)

第14条 管理職、職務の執行状況を定期的に理事長に報告するとともに、事案が自己の職責を超えるものと判断される場合は、理事長の決裁を求めるものとする。

第7章 その他

(改正)

第15条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

(施行期日)

この細則は、平成12年12月11日から施行する。

(施行期日)

この細則は、平成14年8月21日から施行する。

(施行期日)

この細則は、平成15年2月21日から施行する。

(施行期日)

この細則は、平成15年5月26日から施行する。

(施行期日)

この細則は、平成16年8月20日から施行する。

(施行期日)

この細則は、平成18年3月22日から施行する。

(施行期日)

この細則は、平成22年6月1日から施行する。

(施行期日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細則は、平成29年8月1日から施行する。

(施行期日)

この細則は、理事会で承認された日（令和3年1月12日）から施行し、令和3年1月1日から適用する。

(施行期日)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。